第5期 第4回 川口市自治基本条例運用推進委員会 会議録

会議の名称	第5期 第4回 川口市自治基本条例運用推進委員会
開催日時	平成26年5月30日(金)午後6時30分から午後8時20分
開催場所	キュポ・ラM4階 会議室1・2号
出席者	(委員長) 齋藤委員長 (副委員長) 田村副委員長
	(委 員)稲川委員、松本委員、浅見委員、草野委員、後藤委員
	小林委員、竹本委員、石井委員、小山委員、吉岡委員
	高野委員
会議内容	(傍聴について)
	〇 開 会
	○議事
	(1) 今後のスケジュールについて (事務局)
	(2) 自治基本条例運用推進委員会の在り方について
	・任期を4年とした場合の審議の進め方について
	(3) 答申素案ついて
	○ その他
	○ 閉 会
会議資料	1 次第
	2 席次表
	3 今後のスケジュールについて
	4 前回の会議録(確定版)
	5 答申素案(事前送付)
	※自治基本条例のパンフレットと手引き
発言内容	
	〇 開 会(午後6時30分)
	事務局
	それではただいまより、第5期第4回川口市自治基本条例運用推進委
	員会を開会する。
	本日欠席の連絡はなし、1名から遅れる旨の連絡があったが、出席委
	員は全員出席予定のため、この会議は成立している。
	これより、傍聴者希望者1名に入室をしていただく。
	では、はじめに本日の資料を確認したい。
	机上配付してあるのは、次第、席次表、今後のスケジュールについて、
	前回の会議録の完成版、以上の4点と事前送付した答申素案を用意して
	もらいたい。資料について過不足はないか。

- 資料の過不足なしの声 -

本日の議事については、次第に従って進めたい。ここからの進行は、 齋藤委員長にお願いしたい。

〇 議 事

委員長

それでは議題のとおり進めたい。まずは事務局から議事の(1)今後の スケジュールについて、事務局から説明を願いたい。

(1) 今後のスケジュールについて

事務局

それでは事務局から、今後の流れについて、説明する。配付資料の「今後のスケジュールについて」をもとに、要点のみ説明したい。

市長への答申については、本日の議題3で、答申素案を審議のうえ整理 した後に遅くとも7月上旬を予定している。

その理由としては、すでに合意をいただいている半数の委員が入れ替わる体制を是正するため、条例改正を10月に行い現在の2年目委員の任期満了である11月末に備える必要がある。

そのためには条例改正の議案を9月議会に提出しなければならないため、市長への答申を7月上旬までとさせていただいた。よって、このスケジュールを踏まえ、本日は答申素案にご意見をいただきたい。

なお、答申素案については、正副委員長と事務局で調整させていただき、 任期を4年に改正する前提で作成していることを予め了承願いたい。

現在の1年目委員の皆様には引き続き、任期である平成27年11月末 まで務めていただき、12月からは新体制の14名の委員による委員会で スタートしたいと考えている。

今後は、以上のような流れを予定している。

委員長

ただいまの事務局の説明について、意見や質問があればお願いしたい。

- 委員からなしの声 -

- (2) 自治基本条例運用推進委員会の在り方について
 - ・任期を4年とした場合の審議の進め方について

委員長

それでは議事に従い進めたい。

前回の会議では、1年目と2年目の委員とでは、議論の進行状況について多少違和感が生じているようなので、ここで整理をさせていただく。

1 年目委員は、この委員会の役割について、まだ議論をしていない印象を持たれたようだが、この点については様々なかたちで議論がされ、特に「条例の認知度を上げるためには」というテーマを委員会で設定し、結果として、委員会の役割は見直しをする必要はないという結論を得ている。

議論の中でまず改める必要があるとすれば、半数の委員が毎年入れ替わることや、毎年諮問を出すことに効果があるのかという意見も出た。

また、委員会の開催間隔も4、5年おきで良いのではないかという見解も踏まえ、委員の任期スタートを揃え、任期も現行の2年から4年に改めてはどうか、という見解に至った次第である。

委員長

これまでの議論の経過としては、このような整理で良いか。

- 委員から良しの声 -

委員長

それでは次に進みたい。本日は事前に暫定として任期を4年とした場合、 その期間の使い方についての意見をもらいたいと考えている。

一人ひとり順にお願いしたい。

委員

いくつか例示をもらったが、諮問を委嘱と同時に最初から出すことにこ だわらず、遅くとも3年までに出されれば良いと考えている。

仮にスタートの頭を揃えたとしてもレクチャーや勉強会なども必要となるので、委嘱と同時でなくても良いのではないか。

委員長

任期4年ということについてはどう考えるか。

委員

任期については4年で良いと考える。

委員

個人的には今の意見と同じになるが、問題は最初の1、2年をどう使う かということを考えなければならない。

そうなると、現実的に諮問と委嘱は同時が望ましいのかもしれない。

委員長

任期4年についてはどうか。

委員

4年で良いと考える。

委員

この委員会は、諮問ありきの委員会と思っているので、諮問が無い状態では委嘱する意味はないと考えている。

委員長

任期4年についてはどうか。

委員

4年で良いと考える。

委員

今の意見と同じ考えであり、諮問の内容によって、審議の期間や間隔は変わるかと思う。

また、任期についても私自身2年目に入っているが、まだ理解が深まらないことを考えると、4年という任期が妥当かと思う。

理由として、具体的な諮問や抽象的な諮問のいずれにも対応できるし、 その期間をレクチャー、テーマの選定や、条例の理解を深める場合などに も有効に使えると思う。

委員

諮問と同時に委嘱が自然ではないかと思うし、任期についても、議員や

市長の任期も4年ということを考えると妥当ではないか。

委員

個人的にはどのような使い方でも良いと考えるが、やはり、諮問があって委嘱をするのが自然であり、諮問がないまま委員を委嘱することは考えられないと思う。

また、任期については4年が妥当ではないかと考える。やはり4年から 5年くらいの期間を置かないことには、色々な意味からも立ち行かないと 考えている。

委員

様々な意見が出されたが、皆さんが考えているように諮問がないまま、 委嘱することは通常では考えられないと思う。

また、4年の任期の間に諮問が1回とは限らないのではないか。

すぐに答申が出せるような場合もあるだろうし、そうした意味からあま りかっちりと決めず、諮問に応じて変えていけば良いと考える。

委員

今の意見とほとんど同じであるが、事務局の例示は、どれも答申まで長い期間をかける前提となっているが、諮問の内容によってはすぐに結論が出せるようなこともあるかと思う。

そうした意味からすると、後で議論するかと思うが、答申素案に任期を 4年とすべきと言い切りで書かれていることは気になる。

ただし、全面的に任期4年には反対というわけではない。

委員

まず、任期については市長や議会とともに動いていくことを考えると、 4年という期間は妥当かと思う。

また、この委員会は諮問に応じるという性質から、諮問と委嘱はセットで考えた方が良いと思うのは、皆さんの意見と同じである。

委員

諮問の具体性に応じて議論の仕方が変わることを考えると、4年という 任期は、様々な使い方があると思う。諮問とは違う視点から考えると、例 えば委員構成によっても任期は変わってくるのかと思う。

委員長

委員構成によって変わるのではないかということについて、具体的な案 やイメージはあるか。

委員

特に案やイメージがあるわけではないが、例えば、各業界選出の人数や、 委員そのものの人数構成によっても変わるというイメージである。

委員長

皆さんの意見からすると、任期4年には異論がないようである。 諮問と任期については、諮問の内容に応じて変わるものなので、任期の使い方は、それぞれの見解があるように思う。

議題の任期4年の使い方についての意見をまとめると、諮問に応じて審議する期間は、4年間のうちの最後に集中的に審議するというのは馴染まない。やはり諮問に応じる委員会の性質上、その出される諮問が具体的かどうかによって変わる。

さらに言えば、4年の任期のうち、諮問が1度しか出ないとは限らず、 早めに答申できる内容も当然あるだろうという意見もあった。

皆さんの意見として、使い方は様々な考えがあるものの、任期の4年ということについては異論がないようである。そのようなことで良いか。

- 委員から良しの声 -
- (3) 答申素案について

委員長

それでは次に(3)答申素案について進めたい。

この素案については、事前に送付させていただいているのでご意見をいた だきたい。

委員

答申素案の「自治基本条例が理念的な条例であるために、毎年のように 見直しを諮るべきではない」という記述から、「任期を4年とすべき」とい う結論に至るまでの根拠が明記されていない感がある。

もう1点は、「四 その他」の記述に「本委員会活動の自発性をどこまで 認めるか」という記述があるが、答申の中に委員会が自らのことを盛り込 むのは、やや違和感がある。

委員長

最初の指摘については、確かに根拠としての記述がないので、「一定期間を要する」という趣旨に加えた記述が必要かと思う。

2点目の指摘については、確かにそのような捉え方もある。では、この 点についてはどのような記述が良いだろうか。

委員

例えば「認める」という記述を変え、「自発性を発揮する」などにしては どうか。

委員

この記述の解釈としては、自分達が自分達のことを述べるというよりも、 「認めてもらえないか」という提言的な意味なのかと思う。

副委員長

「発揮」でも良いかと思うが、意図としては、今の意見のとおり「こちら(委員会)側ができる部分を認めてくれませんか」という提言として、 記述したものかと思う。

または、仮に「発揮」が良いということであれば、「自主性を発揮できる 仕組みを認めてもらいたい」という記述でどうか。

委員

そのような意味であれば良いかと思う。

副委員長

今の指摘に触発されて考えると、確かに記述として説明が不十分なところもあると思う。

最初に指摘のあった「任期は4年とする」の根拠にしても、毎年行う必要性がないことや、さらに2年より長い期間を要するという根拠としての説明にはならない。

委員

この答申素案の印象として、すべてにおいて、長い期間を想定した記述 という印象がある。諮問の内容によっては、比較的短期間で答申を出せる ことも想定されるし、行政として早めに出して欲しい場合もあると思う。

副委員長

これまでの意見を踏まえていえるのは、4年という任期はあくまで任期であって、諮問が出されるスパンということではない。諮問は、様々な内容が想定されるため、早く答えが出せることもあれば、時間をかけて審議を要する場合もあると思う。

つまり、任期と諮問は別に考えるべきであり、メンバーは任期4年で固定し、任期の間に諮問は1回とは限らず、任期内の同一メンバーが、その都度に対応をする、というように考えてはどうか。

委員

任期を2年から4年に変えるというのは、条例を変えることなので、議会の議決が必要である。そうであれば、それなりの根拠が必要である。

端的にいえば、4年という期間であれば、短期的課題にも長期的課題に も対応することが可能なため、変えるということでどうか。

委員長

この部分の説明は、ただいまの意見のとおり、4年とする根拠を少し加えて記述したいと思う。

その他に意見はあるか。

委員

別の観点から述べさせてもらうと、この答申素案は、この5期のメンバーと前期を含めた委員会が、諮問事項に対して答えるものと考える。 よって、答申素案の最後の「その他」はいらないと考えるがどうか。

副委員長

個人的には私もいらないと思う。「その他」の記述があってはならないも のではないが、なくても良いものと考えている。

委員

任期を4年とする根拠の補完記述を別のところでするならば、なくても 良いと考える。

委員

答申ということからすれば、なくても良いのかもしれないが、答申する 立場としては、今後へ繋げるという意味で残しても良いと思う。

委員

「その他」という記述ではなく、「おわりに」という記述ではどうか。

委員

折衷案として、「はじめに」で始まっているので、「おわりに」であれば 残しても良いかと思う。

委員長

ここで確認させていただくと、最後の「その他」を「おわりに」に変えるとして、「4年間の使い方は課題である」という記述をそこから除いて、 提言の中に記述する場合、4年の使い方については、どのように書いたら 良いと思うか。

ひとつ残すとするならば、今後の課題として、諮問事項以外の委員会の 意見を提言する仕組みについてなどを記述する程度かと思う。

委員

内容としては少し前に戻ってしまうが、4年の任期のうち、いつ諮問が 出されるかということについて、遅くても3年目までには諮問が出されな いと4年の間に答申できないという前提で意見を述べた。

しかし、必ずしもそのかたちでなければということでないし、皆さんの 意見を聴いた限り、答申がいずれのタイミングで出されたたとしても、そ れなりの期間があれば活用できると感じた。

その意味でも4年という期間がないと成り立たないように感じた。

副委員長

4年間の使い方としては、資料の例示ように委嘱と諮問は同時にされ、 1年目、2年目で委員の理解を深める勉強会等に使い、3年目から答申に 向け、段階的に審議回数を増やしていくのが基本かと思う。

ただし、諮問の内容や出されるタイミングはあえて固定せず、その時々に応じ、4年という任期を有効に使うというアイディアも加え記述してはどうか。

委員長

ここで、答申素案の修正箇所について確認をしたい。まず、任期を4年とする根拠について、諮問の内容に応じて審議するためには、一定の経過期間を要すること、また、4年という期間の根拠についても、執行部の施策のサイクルや政治的サイクルの期間からしても4年が妥当と考える記述も加えたいと思う。

ただし、4年の使い方のアイディアについては記述せず、「おわりに」の 部分で委員会の自発的な提言のしくみ等について記述することでどうか。

副委員長

修正箇所が多くなったため、あらためて文面で確認しないことには判断 が難しいのではないか。

修正した文面をあらためて提示をする機会を設けてはどうか。

委員長

ただいまの提案のとおり、修正したものをあらためて文面にし、委員会として招集はせず、文書として送付するか、メール等でやりとりをしながら修文する方法もある。この点についてはどのようにするか。

委員

7月上旬に答申をしたいというスケ-ジュールを鑑みても、招集すること は何とか可能かと思う。やはり、事前に文面で確認させていただき、委員 会を開催した上で、合意を得た方が良いと考える。

委員長

ただいまの提案で良いか。

- 委員から良しの声 -

委員長

それではそのようにしたい。事務局が良ければ日程の調整を行いたい。

事務局

それでは開催するということで、候補の日程を提示したい。 候補日としては、6月27日(金)が、7月1日(火)のいずれかでお願いをしたい。

- 6月27日(金)は、出席不可が4名 -
- 7月1日(火) は、出席不可が1名 -

委員長

それでは、全員出席ということではないが、多数が出席できる7月1日 (火)でお願いしたい。開始時間は同様とし、会場についてはどうか。

事務局

会場については、本日と同じ場所は空きがないため、中央ふれあい館を 考えている。予約が取れ次第、あらためて開催通知にてお知らせしたい。

○ その他

委員長

それでは次回はそのようにお願いしたい。

事務局からその他で何かあるか。

事務局

事務局からは特になし。

委員長

次回の会議日程はすでに調整をしたとおり、7月1日の火曜日、時間は本日と同じ時間で、場所は中央ふれあい館でお願いをしたい。

〇 閉 会

委員長

他になければ、本日は閉会とする。

(午後8時15分)

以上

次回日程

次 回 平成26年7月1日(火)午後6時30分から 中央ふれあい館 特別会議室(予定)